

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について（通知）

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

指定避難所については、防災基本計画や関係する指針等において、求められる設備等が定められているところですが、過去の災害において、避難所で停電等が発生した事例がみられたところです。

内閣府では、全国の地方公共団体における指定避難所について、防災機能設備等の確保状況に関する調査を実施し、調査結果について別紙のとおり、とりまとめましたのでお知らせいたします。

各地方公共団体におかれましては、この調査結果を踏まえ、

- ・指定避難所の防災機能設備等（非常用発電機等、飲料水、冷暖房機器、ガス設備、通信設備、生活用水の確保）については、平時において、自らの整備状況を確認して、災害時に必要となる防災機能設備等の容量や個数などを検討し、新地方創生交付金等及び関係省庁の各種補助制度、地方財政措置等を活用し、充実強化を推進すること
- ・防災機能設備等を指定避難所に保有しない場合には、あらかじめ近隣の公共施設や民間事業者と協定を締結し、災害時に必要となる防災機能設備等の協力を得られるよう準備しておくこと

など、防災機能設備等の強化を一層推進するようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
末崎、坂本、前原、藤川、加藤木
TEL：03-3501-5191（直通）

指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査の結果について

1. 調査の項目

○調査対象：全国の市区町村における指定避難所

○調査時点：令和6年11月1日時点

○調査内容

・指定避難所における災害時に利用可能な防災機能設備等の確保状況

※防災機能設備等を指定避難所の敷地内に確保しているほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、防災機能設備等を優先して利用できることとなっている場合も含む

2. 指定避難所の数 82,820か所

3. 指定避難所における災害時に利用可能な防災機能設備等の確保状況

防災機能設備等	指定避難所数	確保している 指定避難所数 ※1	割合
非常用発電機等 ※2	82,820	50,609	61.1%
飲料水の確保対策 ※3		56,937	68.7%
冷房機器 ※4		61,501	74.3%
暖房機器 ※5		64,556	77.9%
ガス設備 ※6		57,453	69.4%
通信設備 ※7		50,612	61.1%
入浴・洗濯等生活用水について ※8		18,356	22.2%

※1 防災機能設備等を敷地内や避難者が滞在することを想定している部屋等に保有しているほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により優先して利用できることとなっている指定避難所数

※2 自家発電設備(可搬式の発電機を含む)、再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備、風力発電設備、小水発電設備、バイオマス発電設備と燃料電池等)、蓄電池のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、自家発電設備等を優先して利用できることとなっている避難所

※3 耐震性貯水槽(高架水槽や受水槽等)、プールの浄水装置(可搬式のもの等)、井戸等を敷地内に保有する施設のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、優先して飲料水(ペットボトル等の備蓄を含む)を確保できる避難所

※4 災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等(体育館、会議室、教室等)に、利用可能な冷房機器(スポットクーラー等可搬式のものを含む(扇風機を含む)を保有している避難所(利用可能な冷房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている)のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、冷房機器を優先して利用できることとなっている避難所

※5 災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等(体育館、会議室、教室等)に、利用可能な暖房機器(ストーブ等可搬式のものを含む)を保有している避難所(利用可能な暖房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている)のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、暖房機器を優先して利用できることとなっている避難所

※6 LPガス設備が設置されている避難所や、中圧ガス配管を敷地の中まで引き込み災害時に利用可能なガス設備が設置されている避難所、通常時に都市ガスを利用し、災害時にLPガスを使えるようガス変換器の接続口を整備している避難所、カセットコンロ等を備蓄している避難所のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、LPガス設備を優先して利用できることとなっている避難所

※7 災害時に通信可能な設備や装置(防災行政無線、災害時優先電話、MCA無線(マルチチャンネルアクセス無線)、衛星電話、災害用PHS及び災害時に使用できるインターネット用接続口等)を設置している避難所(単方向通信のものを含む)

※8 災害時に利用可能な設備等を設置している避難所